

2024-11-13 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第9回)  
10時00分～11時57分

○藤本企画官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」第9回会合を開催させていただきます。

皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、内閣府防災の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

また、本会議は、各府省庁、都道府県のオンライン傍聴できる形式を取らせていただいております。オンラインにて傍聴されております皆様におかれましても、ハウリング防止のため、マイクをミュートにしていただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして、事務局より御報告いたします。

大原委員、酒井委員におかれましては、所用により御欠席となってございます。

馳知事の代理といたしまして、途中から飯田重則危機管理監に御出席いただきます。

また、坂口市長の代理といたしまして、黒田浩二防災対策課長に御出席いただいております。

それでは、会議に入ります前に、先月の新内閣発足により防災担当大臣が新たに就任いたしましたので御紹介いたします。

坂井学大臣でございます。

○坂井大臣 坂井学でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤本企画官 それでは、坂井大臣より御挨拶申し上げます。大臣、よろしくお願ひいたします。

○坂井大臣 オンラインで画面からはずれてしまうので、座ったままで申し訳ありません。挨拶させていただきます。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループの第9回の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。

1月1日に発生をいたしました令和6年能登半島地震及び9月20日からの豪雨により、能登半島におきましては甚大な被害が発生をいたしました。これらの災害により亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

引き続き、政府一体となって、被災された方々の生活再建支援、被災地の復旧、そして復興支援等に全力で取り組んでまいります。

さて、委員の皆様方におきましては、震災の発生直後から、それぞれの立場において被災地の復旧・復興に御尽力をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思いま

す。また、大変御多忙の中、ワーキンググループにおいて貴重な御意見を賜り、重ねて御礼申し上げたいと思います。

能登半島地震への対応にあたっては、1月という厳冬期、半島という地理的制約、こういったものがある中、懸命な救助活動、被災者支援、復旧・復興に政府を挙げて取り組んでまいりました。

災害対応は、災害から得た経験や教訓を踏まえて不斷に見直しを行い、今後の防災対策の充実につなげることが重要であります。引き続き、皆様の被災地における様々な御活動や深い御見識の下に、避難所などにおける被災者支援、ボランティアなどによる多様な主体の連携などについて、様々な観点から活発な御議論を行っていただきますようお願いを申し上げます。

皆様方のますますの御健勝を祈念いたしますとともに、今後とも防災政策の推進に御協力いただきますことを改めてお願い申し上げまして、私の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤本企画官 大臣、ありがとうございました。

坂井大臣におかれましては、公務のためここで御退席されます。

○坂井大臣 申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(坂井大臣退室)

○藤本企画官 それでは、続けさせていただきます。

本日の議事ですけれども、ワーキンググループのとりまとめに関する議事のみを予定してございますので、報道関係の方々はここで御退室をお願いいたします。会議の円滑な進行のため、御協力よろしくお願ひいたします。

(報道関係者退室)

○藤本企画官 それでは、配付しております資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、議事次第のほか、資料1、非公表資料1、参考資料1、非公表参考資料1及び2がございます。

不足等ございましたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。

それでは、以下の進行は福和主査にお願いしたいと思います。福和主査、よろしくお願ひいたします。

○福和主査 承知しました。

福和でございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、このワーキンググループとしての報告書本文の案について御審議をいただく予定でございます。

まずは前回、第8回ワーキンググループにおける主な意見について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○森久保参事官 事務局をしております森久保でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、まず配付資料の中の資料1を御覧ください。前回、第8回ワーキンググループの議事要旨の案になってございます。別途メールで御確認の御依頼をさせていただきたいと思いますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それから、参考資料1でございます。ワーキンググループの第3回～第7回までの議事要旨をつけてございます。これは御確認を既にいただいたものになってございますので、確定版としてホームページに掲載したいと思います。

なお、第6回が抜けておりますけれども、書面開催だったということもございまして、第6回はないということでございます。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。

資料を2つ御用意いただければと思います。非公表参考資料1ということで、前回の御指摘を青っぽい横紙で整理したもの、それから、会場にいらっしゃる方は分厚い資料になっておりますけれども、A4縦で154ページまでいっている非公表資料1ということで、報告書の案になってございます。報告書の案、本日、会議としては初めて皆様にお見せするような形になってございます。

進め方としましては、非公表参考資料1の前回の御指摘を踏まえて本文の中でどこにどう反映しましたということを御紹介させていただくような形でまずは進めさせていただければと思います。

まず1番目、大原委員から、国による支援の充実ばかり記載してしまうと自治体が依存するため、書き方を工夫する必要があるということでございます。

本文の26ページの14行目～15行目でございます。「被害想定や災害対応上の課題を踏まえて、地域防災計画や受援計画等を実効性のあるものへ絶えず見直し、『国』・『都道府県』・『市町村』が各々の役割を果たしていくことが必要である」ということで、それぞれの役割分担について明記するということで対応させていただいております。

2番目でございます、半島特性などの新たな項目、それから共通している項目、そういうことを明確にする必要があるということになっております。

全体としては、混同してしまっているところはあるはあるのですけれども、同じ26ページ目の25行目、【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】ということでひとまとめにして、ここで整理をしているというものになってございます。後ほど詳細は御説明しようと思っておりますが、27ページ目、28ページ目といたしまして、○が両ページで4つございますけれども、状況把握や進入・活動の困難性、孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特徴を踏まえた対応、13行目、高齢化地域における災害関連死防止の重要性、28ページ目にいきまして、甚大な被害やリソース不足を踏まえた民間企業との連携の強化、最後、将来の人口動態等の社会的特徴を踏まえた復旧・復興支援の推進といったことを今回の地震の特徴としてここにまとめて記載を整理しているということになってございます。

3番目、災害関連死の重要性、4番目、阪本委員の場所の支援から人の支援への考え方の転換を強調すべきということがございました。

今回の特徴の中の27ページ目でございます。13行目～14行目にかけて、災害関連死の重要性、14行目には「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換するということを明示的に書いているということにしてございます。

5番目でございます。福和主査から建物基礎の損傷についての記載ということの御指摘をいただいております。

29ページ目でございます。11行目から、「建物被害が集中した地域において旧耐震基準による木造建築物の約2割が倒壊等したほか、杭が損傷した事例や、杭基礎を有する建築物が倒壊した事例が確認された」ということを【現状と課題】としてまとめております。

それを踏まえて、【実施すべき取組】として、29行目からでございますけれども、「杭基礎である鉄筋コンクリート造等建築物の傾斜・転倒被害の原因分析を行うとともに、大地震を想定した基礎の設計方法等の周知を進める必要がある」ということで記載をしております。

6番目、短時間で津波が到着する地域においては、特に耐震化・耐火対策が必要だということでございます。

32ページ目の3行目からですが、「津波からの迅速・確実な避難のため、全国の津波被害のおそれがある区域における避難経路整備や、避難経路を確保するための建物の耐震化・耐火対策等を推進すべきである」というようなことを記載してございます。

7番目、火災は全国どこでも発生する可能性があるということを記載すべきということですございます。

33ページ目でございます。20行目から、「地震発生時には市街地で大規模な火災が発生する危険性があることについて、国民に対し引き続き周知を図っていく必要がある」ということを記載してございます。

8番目、同じく加藤委員からLPガスボンベの重要性、それから将来的に配送員が不足するということを記載するべきというお話をございました。

36ページ目でございます。13行目から、分散型エネルギーであるLPガスについては、軒下在庫の確認等によって継続的な供給が可能であったものの、将来的には人手不足等により配送面で制約が生じることも念頭に入れ、卸事業者や配送委託事業者と連携して供給継続などの体制を構築しておくことが重要であるという記載をしてございます。

9番目、浦野委員から、上下水道システムについて、簡易水道だと井戸水、宅内配管の復旧についても課題があったということでございます。

37ページ目でございます。18行目、「地域で独自に設置している簡易水道や井戸水について、高齢化が著しい地域において自ら修復するのは負担が大きく、復旧までに時間を要した。また、宅内配管の復旧について、修理業者が確保できず、被災市町外からの応援については出張経費がかかって割り増しになる等の課題があった」ということを【現状と課題】として記載した上で、27行目でございますけれども、「宅内配管の早期復旧も必要である」ことから、そういった事前の体制構築の重要性といったことを記載しております。

10番目でございます。酒井委員から、地域の景観に配慮した道路復旧、それから高齢化を踏まえた交通手段の確保の重要性といったことの御指摘をいただきました。

40ページ目でございます。31行目から、能登が有する地域資源を生かし道路そのものが観光の価値を持つ観光道路としての活用や、地域公共交通における自動運転技術の導入など、能登半島の関係人口の拡大と新たな価値の創出につながる道路ネットワークの整備が重要であるといったことを記載してございます。

11番目、文化財レスキュー事業についてでございます。

50ページまで飛んでいただければと思います。6行目、「美術工芸品等の破損・散逸を防止するための文化財レスキュー事業が今回講じられた」ということを【現状と課題】として書いた上で、【実施すべき取組】として、19行目ですけれども、そういう事業を実施できるよう、事業実施主体となる文化財防災センターとの連携を継続して行う必要があるということを記載してございます。

横紙2ページ目に行きました、12番目でございます。宇田川委員から、自治体における応急期の訓練の重要性についても記載すべきだということでございます。

54ページ目でございます。2行目、タイトルといたしまして、災害時の初動だけではなくて、応急期対応を想定した訓練・研修の充実にしておりまして、10行目でございますけれども、応急期も想定して、避難所の開設のみならず、運営、それから被害認定調査や罹災証明書の発行ということで、初動だけではない、その次のフェーズのことについての訓練もするよう、国が推進すべきであるといったことを記載してございます。

13番目、阪本委員から、国による支援施策のホームページへの掲載についての御指摘がございました。

55ページ目でございます。24行目、「今後の災害対応において、過去の対応事例は参考になるため、オープン情報としてホームページ等への掲載を継続することが有用である」という記載をしてございます。

14番目と15番目、現地対策本部についてでございます。執務スペースの確保、広域大規模災害を想定した体制の整備ということの御指摘がございました。

56ページ目でございます。4行目、「現地対策本部の業務は県庁から必要な執務スペースの提供を受けて実施され、受援側の関係部署と近接した執務スペースが確保されることで、国と県の連携が図られた一方で、増援等を踏まえた執務スペースの確保、PC等のネットワーク環境が課題となった」ということを踏まえまして、今後の【実施すべき取組】としましては、16行目でございますけれども、そういう課題について、あらかじめ事態を想定し、必要な対応について整理した上で、マニュアルに反映させるべきといったことを記載してございます。

16番目でございます。宇田川委員から、デジタル技術の情報共有にあたっては、国や指定公共機関についても加えるべきという御意見をいただきました。

57ページ目でございます。4行目、デジタル技術を活用したシステムの情報共有にあた

つては、国・都道府県・市町村・指定公共機関の間の情報共有ということで、指定公共機関についても明示的に記載をしたということにしてございます。

17番目と18番目でございます。宇田川委員から、応急対策職員派遣制度について、政令市も含めるべきといったことと、あとは派遣元と派遣先を可能な範囲でそろえるべきといった御意見をいただきました。

62ページ目でございます。10行目、応急対策職員派遣制度について、総括支援県、次に政令市についても負担が大きかったということを明確にするということと、18番目で職員の派遣終了までの調整も重要であるという御指摘もありましたので、11行目、職員派遣の終了に向けた調整も重要であるということを記載するとともに、14行目からは、派遣元の自治体にとって、各スキームによる派遣先の自治体が同一であると応援活動が効率的になると期待される。各派遣スキームを所管する関係省庁同士で情報共有することなどにより、可能な範囲で派遣元と派遣先を揃えられるよう検討すべきであるといったことを記載しております。

19番目でございます。「過酷」という形容詞についての御指摘をいただきました。

65ページ目でございます。実際、現地ではライフラインの途絶だと通信手段の途絶といったことも想定されることから、2行目、ライフラインの途絶などということを例示しながら、過酷な環境下であるという状況の説明を付記したということで対応をさせていただいております。

20番目でございます。浦野委員から寝具の導入についての御指摘をいただきました。

74ページ目でございます。一番上、1行目でございます。「簡易ベッドの導入と合わせて、布団、枕、リネン等の配布を検討」ということで記載をしてございます。

21番目、加藤委員から給水拠点の有用性について記載すべきという御意見をいただきました。

85ページ目でございます。15行目、雨水利用施設により、発災翌日からトイレの使用が可能となった事例が見られたほか、市民等が主体的に所有井戸を開放し、代替水源としての活用が図られた事例が見られるなど、代替水源の重要性が改めて確認されたということにしてございます。

22番目、宇田川委員から被災者台帳の作成及び活用することの重要性ということでございます。

93ページまで飛んでいただければと思います。17行目、今回石川県において開発された広域データベースについて、既存の官民による被災者支援のアプリケーションと有機的に連携し、全国の自治体における被災者支援のDX化が進むよう、情報項目の統一化を初めとした連携・普及のための取組を進めるべきであるといったことで記載をしてございます。

横紙3ページ目に行きまして、23番目でございます。浦野委員から、発災後に届け出された自主避難所についても支援が必要だということの御指摘をいただきました。

94ページ目でございます。13行目、「避難所の運営等を自治会等が自ら行う避難所につ

いて、市町村への事前の届け出による「届出避難所」としての位置付け、必要に応じて、届出があった場合に市町村があらかじめ備蓄品を配布することも考えられる」ということで、後から届け出があったものについての対応についても記載をしているということでございます。

24番目、宇田川委員からＬアラートの活用についての御指摘をいただきました。

95ページ目でございます。8行目から、自治体においてＬアラートを活用した生活支援情報の発信が行われるよう、Ｌアラートの活用方法の啓発が望ましいといったことを記載してございます。

25番目、性的マイノリティー、外国人への配慮についての御指摘をいただきました。

同じページの18行目から、性的マイノリティーの方々向けの支援情報をまとめたチラシを配布するなどの事例があったということだと、外国人の避難支援等はますます重要な課題になっているといったことを課題として掲載しているということにしてございます。

26番目、宇田川委員から障害者団体などとの連携や関係づくりについて記載すべきという御意見をいただきました。

同じ95ページ目の27行目からでございます。福祉専門職、保健所や医療的ケア児支援センター等、様々な関係者の協力の下で、個別避難計画の策定だと、避難行動要支援者も参加する訓練等を行うなど、平時からの関係者相互、また関係者と支援者の間の関係づくりに取り組む必要があるということを記載してございます。

27番目、2次避難のあり方を整理すべきであるという加藤委員からの御指摘でございます。

98ページ目でございます。2行目以降ですけれども、2次避難については、個々人の自由度が高く、避難生活として望ましい対応であることから、積極的に進めることができることでありますけれども、一方で、2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、それから受入れ態勢の確保等々の課題について検討し、仕組みを整備する必要があって、それを2次避難所運営マニュアルという形で整備しておく必要があるということを記載してございます。

28番目、阪本委員、宇田川委員から、1.5次避難の記載についての御指摘をいただきました。

99ページ目でございます。13行目から、「1次避難所、1.5次避難所、2次避難所など、収容施設の種類やその場所が異なることによって支援の濃淡や漏れが生じないよう、関係者の情報共有と連携を強化するべきである」といったことを記載してございます。

29番目、広域避難者への支援についてということです。

同じ99ページ目のその直後ですけれども、15行目から、広域で避難した方々の居所等の把握・支援のための自治体間の情報連携の方策等について検討する必要があるといったことを記載しております。

30番目、「珠洲生活サポート部会」のように外部支援と地域住民との連携の事例につい

て記載をすべきということがございました。

100ページ目の8行目から、珠洲市の事例といたしまして、「珠洲生活サポート部会」といったものを設置して、行政のほかNPO等の外部の民間支援団体を含む形で避難所や、在宅避難者を支援するといった避難者等を一体的に支援する体制が構築されたということで、事例として紹介をしてございます。

31番目、宇田川委員から、要配慮者向けの備蓄について、要配慮者向けの備蓄も重要であるということから、「等」を追加すべきということの御指摘をいただきました。

102ページ目でございます。31行目から32行目につきまして、「『男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン』に含まれている『備蓄チェックシート』の活用を促すほか、女性職員の参画を得ながら、女性や子育て家庭等に」ということで、要配慮者についての配慮についてもここで含むような形にしたということでございます。

32番目でございます。石川県が生活家電を支援していたことを好事例として紹介するべきという御指摘がございました。

107ページ目でございます。一番下、36行目から次のページにかけてですけれども、仮設住宅への入居時のテレビや冷蔵庫といった生活家電の購入については、国費対象外のため、石川県が県費負担という形で支援をしたということを御紹介してございます。

33番目、加藤委員から現行システムを必要に応じて見直しするべきであるという御指摘をいただきました。

115ページ目でございます。物資調達・輸送調整等支援システムにつきまして、入力が煩雑だとか、登録作業に時間を要するといった課題があるということから、次期システムの開発にあたりましては、そういうことの改善が図られるよう、仕様に留意する必要があるといったことを記載してございます。

34番目、被害認定調査票の開示について記載すべきであるという御指摘を浦野委員からいただきました。

117ページ目でございます。2行目、「住家被害の判定結果は、その後に受けられる支援内容に大きな影響を与えることから、被害認定調査の2次調査や再調査の申請が可能である」といったことだと、「調査票等を用いて判定結果の丁寧な説明を行うことについて、改めて周知すべき」であるといったことを記載してございます。

横の資料の4ページ目でございます。35番目、宇田川委員から罹災証明の発行から各種支援策までの迅速化について記載すべきであるといった御指摘をいただきました。

117ページ目のその直後ですけれども、5行目から、「被災された方に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を被災自治体や関係機関と連携して推進していくべき」ということを記載してございます。

36番目、福和主査から、被害認定調査について専門家が正確かつ効率的に実施できるような仕組みについて検討すべきであるという御指摘をいただきました。

118ページ目でございます。9行目から、「被害認定調査等について、被災建築物応急危険度判定や地震保険損害査定を実施する専門家等と連携するなど、効率的に実施するための方策を中長期的に検討していくべき」といったことを記載してございます。

37番目でございます。浦野委員から仮設住宅のバリアフリー化についての御指摘をいただきました。

119ページ目でございます。16行目から、「仮設住宅について、手すりやスロープの設置については基本仕様に組み込まれているが、手すりの高さや位置など、個別の仕様となっていない設備があり、バリアフリーが十分でない事例がある。仮設住宅の提供においては、スピードも勿論重要であるが、質も重要である」ということにしております。それを受け【実施すべき取組】といたしまして、34行目でございますけれども、あらかじめ仕様が統一されているところでありますけれども、被災者からの声を丁寧に検証して、仕様変更するなどの対応を進めるべきということを記載してございます。

38番目、浦野委員から仮設集会所の設置についての御指摘をいただきました。

120ページ目でございます。19行目、仮設住宅団地内のコミュニティを形成する上で集会所が果たす役割について、改めて地方自治体に周知を図り、今後の災害時に集会所が適切に整備されるための環境整備に努めるべきであるといったことを記載してございます。

39番目、解体工事の迅速化についての加藤委員からの御指摘でございます。

122ページ目でございます。5行目から、被災者の負担軽減の観点から、行政機関が保有する情報を活用し、公費解体の申請書類をさらに簡素化を進めるべきということを記載してございます。

40番目、大原委員から上下水道システムの分散化についての御指摘をいただきました。

124ページ目の31行目から、上下水道の復旧・整備にあたっては、復興まちづくり、将来の人口動態、経済性、地域住民の意向など様々な観点から総合的に判断して、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべきであるといったことを記載してございます。

41番目、同じく大原委員から、地域文化の継承についての御指摘をいただきました。

127ページ目でございます。5行目から、「地域の伝統行事は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティのつながりを維持する上で重要」であるということから、「次世代への継承について、支援を行う必要がある」ということを記載してございます。

42番目、大原委員から職員の健康管理に加えて安全衛生についても記載すべきだという御指摘をいただきました。

133ページ目でございます。まず1行目、大きな柱として「健康管理・安全衛生」とした上で、17行目、【実施すべき取組】といたしまして、「平時から自治体における産業保健の体制を強化するとともに、災害産業保健の支援チームとあらかじめ協定を締結するなどして連携強化に取り組むべきである。また、交代制の勤務ローテーションを編成するなど、

「休息が確保できる体制を構築することが重要である」ということで、職員の安全衛生についての記載もしたということでございます。

43番目、福和主査から災害中間支援組織の体制強化についての御意見をいただきました。

135ページ目でございます。4行目から、「都道府県域における官民連携を促進するため、災害中間支援組織の設置や体制・機能の強化を加速させる必要がある」ということを記載してございます。

44番目、加藤委員から広域災害においては業界団体との連携が重要であるということの御指摘をいただきました。

136ページ目の13行目、「より広域的な災害の発生に備え、広域自治体である都道府県や国において包括して業界団体等と協定を締結することも有効であると考えられる」といった記載をしてございます。

45番目、大原委員から、広域な避難について、学校児童の疎開等のあり方について引き続き検討する必要があるということの御指摘をいただきました。

148ページ目まで飛んでいただきまして、「引き続き検討及び取り組むべき事項」ということで、後ほどまた詳細を御説明させていただきますけれども、17行目から2次避難についての記載でございますが、20行目から、「なりわいや学びの継続を含めて、どのように対応をすべきかについて議論を進める必要がある」ということを記載してございます。

46番目、同じく大原委員から想定シナリオのあり方についての御指摘もいただきました。

同じ148ページ目でございます。25行目から、災害は必ずしも単独で発生するものではなく、様々な災害が同地域で連続して発生し被害等に影響を及ぼす場合、また、今回の羽田での航空機事故のように、災害と大規模事故が並行して発生するといったことなど多様なシナリオが考えられることから、それぞれについての注意喚起のあり方について、今後、検討を進めていく必要があるということを記載してございます。

最後、47番目、国民の避難行動に対する備えのあり方について記載をすべきという御指摘がございました。

同じ148ページ目の35行目に、柱として「自助・共助を促すための国民等の意識啓発の在り方の検討」ということで、次ページに充実した形で書いてございます。これも後ほど詳細は御説明させていただこうと思いますが、2行目から、「公助」による人的・物的支援が困難となる可能性もあることから、そういうことを認識しておく必要があるということだとか、7行目～8行目にかけては、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉えることの必要性、それから29行目には、自分の行動は自ら判断できるような防災リテラシーの向上が必要であるといったことなどを記載しまして、自助の取組の促進を図っていきたいと考えているということでございます。

大分長くなってしましましたが、御指摘の反映箇所について御説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

非常に丁寧に御説明いただきました。今の非公表参考資料1の皆さんからいただいた意見とこれに対する対応について、御意見とかがございましたらいただければと思います。オンラインの方は挙手ボタンを押してください。

中身については、これから報告書本文の中で御議論いただくこともできると思いますが、この意見については一通り事務局のほうで報告書の中には反映していただいておりますので、よろしいようでしたら本文のほうの説明に移りたいと思います。

それでは、引き続いて報告書（案）について御説明いただければと思います。

○森久保参事官 それでは、説明が重複してしまうところもあるかもしれません、報告書本文についてでございます。

表紙の次、目次ということで、Iとして「令和6年能登半島地震の災害について」、それから21行目からIIとして「今後の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針」というような形にしておりまして、前回と前々回で骨子と目次について御意見をいただいておりますので、それらも反映したような形で全体の構成を記載しているということでございます。

前回までに中身の御紹介がなかったものとして、16行目の「4. 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応」の中で、20行目、「今回の災害の特徴を踏まえた災害対応の方向性」と、次のページに行きまして、22行目の「7-（3）. 地震の被災地において発生した水害への対応」ということで、今回水害も発生したということも踏まえて、どうしていくのかといったことを書いているところと、あとは一番重要と思われる23行目の「8. 引き続き検討及び取り組むべき事項」ということで、今後についてつなげていくようなところについて、今まで御説明がなかったことから、そこを中心に御説明をさせていただければと思います。

26ページ目に飛んでいただきまして、「4-（4）. 今回の災害の特徴を踏まえた災害対応の方向性」ということにしてございます。

3行目からですが、今回の地震は山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、厳冬期の発生という季節的特徴が災害対応に大きく影響したということがございます。

それを踏まえて、まず土台として、一般論といたしまして、「国民の防災意識の醸成」「各種計画の実効性の向上」「各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施」「防災DXの加速・新技術等の活用促進」といったことを進めることをやるとともに、25行目からですけれども、【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】ということで、4つの方向性をここで示してはいかがかと考えております。

少し重複してしまいますが、27ページ目～28ページ目にかけて、○ということで4つ書いておりますけれども、まず1つ目といたしましては、「状況把握や進入・活動の困難性、孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特徴を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化」を

掲げております。三方を海に囲まれた半島における山がちな地形、代替ルートが少ない中の道路の被災、可住地面積が少ないと困難な状況においても、被害状況や被災者情報の把握、進入路の確保等が迅速にできるようにするとともに、過酷な環境でも最大限の支援が行える体制の構築が必要であるということとした上で、括弧書きで<新たに実施すべき主な取組>ということで書いてございます。例えばヘリ搭載カメラ、定点カメラなどを用いた情報収集、空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化といったことなどを具体的な取組として書いておりまして、Ⅱ. 7-(1)とかⅡ. 7-(2)といった形で、後ろにリンクが飛ぶような形で今回整理をしているということでございます。

2つ目の項目といたしましては、13行目、「高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化」ということで、「場所の支援」から「人の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者や車中泊避難者等も含めて支援が必要である。その考え方のもと、発災直後から良好な避難生活環境が確保され、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制を確立することが必要であるということで、具体的な取組といたしましては、地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修プログラムの充実、避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するといったことのガイドラインへの反映、避難所において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備の促進や体制の構築、トイレカーやキッチンカー等を迅速に提供するための登録制度の検討といったことなどをここに記載しているということでございます。詳細はここに記載のところを参照いただければと思います。

28ページ目でございます。3つ目の項目といたしまして、「甚大な被害やリソース不足を踏まえた民間企業等との連携の強化」ということで、多くのNPO法人や民間企業による支援が行われたがより甚大な被害が発生しうることや、リソース不足を踏まえると、民間企業等の力は必要不可欠なものであり、連携強化が必要であるといったことから、具体的な取組といたしましては、自治体と民間事業者等の事前の連携、9行目ですけれども、NPOや企業等の民間主体が災害対応に積極的に参加できる環境の整備ということで、活動団体登録制度の検討等といったことを進めていくべきということとしてございます。

最後、4つ目の項目ですけれども、「将来の人口動態等の社会的特徴を踏まえた復旧・復興支援の推進」ということで、将来の人口動態、経済性、なりわい再建、地域住民の意向など様々な観点に配慮することが必要であるとした上で、例えば恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法についての整理、復興事前準備、分散型システムの活用も踏まえた災害に強いシステムの復旧・整備といったことなどを記載してございます。

それから、途中割愛をさせていただきまして、初めてお見せするところといたしまして、146ページ目まで一気に飛んでいただければと思います。7-(3)といたしまして「地震の被災地において発生した水害への対応」ということで、御案内のとおり9月20日からの大雨によりまして、仮設住宅が浸水するなど甚大な被害を受けることとなつたということを踏まえまして、実施すべき取組を整理してございます。大きく2つございまして、1つ

は2行目の「地震被災地におけるリスク情報の共有」、それから27行目にいきまして、「複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援」といった2つの項目を掲げてございます。

まず1つ目の項目でございます。【実施すべき取組】といたしまして、16行目でございますけれども、避難先や仮設住宅等では、水害のリスクや災害時の避難先・避難経路が住み慣れた地区とは異なることを踏まえまして、リスク情報の周知や避難経路・避難場所のきめ細かな周知を行う必要があるといったこと。

19行目でございますけれども、そもそも精神的なストレスを抱えている方が多い中で、それが避難の阻害要因となるといったことも考えられますけれども、そういった状況であったとしても避難しなければならないということを強く訴えていくことの必要性。

それから、仮設住宅の場所については、できることなら安全な場所にということではあるのですけれども、なかなかそうもいかない事情もある中で、やむを得ず、災害の発生するリスクが高い地域に仮設住宅を建設する場合には、居住者に対して、その旨及び避難経路・場所等について、丁寧に周知徹底を図っていく必要があるといったことを書いてございます。

2つ目の項目、「複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援」ということで、次のページに行きまして、147ページ目の26行目でございます。災害ごとに被害認定調査を行う従来の方法と併せて、先行する災害によりもともと生じていた被害を含めて一体的に調査する方法のいずれかを、被災自治体が選択できるなど、被災者が不利益を被らないよう、災害の状況等に応じて柔軟に被害認定調査を行うようにするべきであるといったことだとか、国土交通省におきまして、河川、砂防、道路、港湾等の災害復旧の権限代行を行っておりますけれども、速やかに対策を進めていく必要があるといったこと。それから、33行目でございますけれども、復興の途中で再度災害が起ったということも踏まえて、なりわい再建等の支援を検討することが重要であるといったことを記載してございます。

次に148ページ目でございます。「8. 引き続き検討及び取り組むべき事項」ということでいくつか掲げております。

まず3行目といたしまして、「想定される大規模災害に官・民の総力戦で挑むための、体制や連携の在り方の検討」でございます。今後、能登半島地震以上の大規模災害も想定されるということでございますけれども、今回の地震においても、近隣からの応援職員の派遣が困難になるといったことや、民間企業等も被災者となって、支援のリソースが不足するということも考えられること、それから将来の人口減少や高齢化も考慮する必要があるということから、官・民の総力戦で挑むための体制や連携の在り方について検討・準備を進めることが重要であるということにしてございます。

また、そのためには、10行目でございますけれども、災害の状況に応じた優先度、いわゆるトリアージだとか災害の程度に応じた可変的な支援の方法などについて検討しておく必要があるといったこと。その際には、15行目からですけれども、デジタルの活用等により省力化を図っていくといったことや、NPO法人や民間団体のお力を借りるために、連携の

在り方についての検討を進めていく必要があるといったことを書いてございます。

17行目のところが2次避難についてでございますけれども、広域大規模災害の場合は、さらに広域・遠方・大規模な避難が必要となることや、避難先の調整が困難となるといったことも想定されることから、議論を進めておく必要があるといったことを書いてございます。

25行目から、様々な災害が同地域で連続して発生するだとか、事故も絡んでくるだとか、こういったことがあることから様々なシナリオについて検討する必要があるということをございますが、28行目から、その組合せは多種多様であるということであるのですけれども、基本的には災害の種別ごとにやるべきことが決まっていることから、できる限りそれに近い対応をしていくことを基本としつつ、それぞれの災害ごとの被害想定の策定や対策の充実を図りながら、被害想定の策定に当たっては、よりシビアな事象についてもできる限り考慮していく方向性で検討を進めていく必要があるといったことを書いてございます。

35行目からが「自助・共助を促すための国民等の意識啓発の在り方の検討」ということにしてございます。当然、行政は公助の充実に努めるべきであるということは言うまでもございませんが、149ページ目でございますけれども、自治体自身も被災して、おのずと公助による限界が発生するといったこともある。特に発災直後の公助は極めて困難な状況であるということを国民の皆さんに認識していただく必要があるということ。それから、4行目から、行政職員の減少、市町村合併の影響などがある一方で、住民ニーズは多様化しているといったことも踏まえると、全てのニーズに応えていくことは困難だという状況に向かいつつあるといった認識をここに書いてございます。そういうこともありますので、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、「自らの命は自ら守る」「地域住民で助け合う」という自助・共助についての重要性をここでうたっているということでございます。

その具体例といたしまして、備蓄の話といたしましては、「最低3日間、推奨1週間」分の食料だとか飲料水、携帯トイレ・簡易トイレといった生活必需品の備蓄、家具の固定や感震ブレーカーの設置等といった対策の重要性についてもここで記載をしているということでございます。

21行目から、防災意識の高い地域コミュニティの取組を全国に展開し、効率的な災害対応ができる社会を構築していく必要があるということを書いているということと、27行目から、地震は国内どこでも発生し得るというものだとか、確率の大小にかかわらず地震への備えが必要であることなど、そういうことについて正しく理解し、自らの行動は自ら判断できるような防災リテラシーの向上が重要であるということを記載しております。

31行目からは、企業の事業の継続性の確保のために、いわゆるBCPの計画策定等の重要性などについて記載をしているということでございます。

150ページ目の4行目、最後ですけれども、「令和6年能登半島地震を踏ました有効な新技术及び方策の活用」ということで、今回の能登半島地震でも、様々な困難な状況の中で

新技術の活用が図られたということでございますので、12行目から、今後についても災害対応上有効な新技術を自治体等へ訴求すべく、自治体のニーズと民間企業等が持つ最新技術のマッチング事例や新技術の活用事例の横展開等を行う場や機会を充実させる必要があるということにしておりまして、新技術の重要性についてもここでうたっているということにしてございます。

大分割愛をしてしまいましたが、報告書の御紹介ということにさせていただければと思います。

○福和主査 ありがとうございました。

前回から1回でここまで報告書がいきなり出てきて、皆さんちょっと驚かれたかもしれません、前回まで御議論いただいた骨子に基づいて、事務局のほうで相当頑張って報告書の形を取りまとめてもらっております。

この報告書、一部、「おわりに」がないだけはちょっと気になっているので、「おわりに」は追記をしてもらったほうがいいと思っていますけれども、今日できる限り御意見をいただいた上で、最終報告にまとめていくというような事務局のお考えだと思います。

これは150ページもあるので、おそらく今日だけで読み切らないと思いますから、まず今日は皆さん気づかれたことをどんどん言っていただくとともに、大変申し訳ないのですが、比較的短い時間の間にこの報告書に一通り目を通してくださいて、今日出ない部分についてはメール等で御意見を賜れればと思っています。まずはそういう方針でこの報告書について議論したいのですが、皆さんよろしいでしょうか。

それでは、皆さんから適宜御意見を賜りたいと思います。大まかな目次構成につきましては、非公表参考資料2に大きな目次の枠組みがありますから、これを適宜参照していただきながら、具体的なコメントをいただければと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。いきなり大部の報告書が出てきたので、皆さん手を挙げにくくなっているでしょうか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 宇田川でございます。

皆さんの露払いということで、お先に。どこからというのは特になくて、全体ということですね。

○福和主査 それで結構だと思います。あるいは分けたほうがしゃべりやすいですか。IとIIに分けるかどうかですけれども、今日いきなり出てきたので、アットランダムにしゃべっていただいたほうがしゃべりやすいかなと思います。

○宇田川委員 分かりました。そうしましたらとりあえず前のほうからということで、気づきました点をいくつか。

まず56ページのところ、国の現地対策本部体制に関する部分が55、56ページにございました。前回も少し申し上げた点の繰り返しの部分がございますが、今回、国の方を送っていただいたと認識しております、被災市町村さんに相当なりエゾンの方を

ほうで助かったというお声を聞いているところでございます。

一方で、この報告書でいうと115ページだったか、一部の現地の国の職員の方が、県庁ではなくて広域物資拠点の支援に行ってしまったので、やや困ったことがあったということもあつたりました。なので、今後、国の方が現対に行くときに、ある方は現対の県庁に残るのがいい方もおられれば、例えば救助法とかに詳しい方は市町村に寄り添っていただけるといいような国の中の職員もいるでしょうし、国の現対の中でこの人は県庁にとどめるべき、この方は市町のほうに行くと助かるといったことのある程度の整理を、この報告書の中ではなくて、ここに書かれているマニュアルを整備する中である程度反映いただくと、今回の能登半島で国が取り組まれた現地リエゾンの経験が生かされるかなと思ったのが1点でございます。

あまり多くは言わずに少しだけ露払いということで、2点目、63ページのところ、確認的なことでございますが、上のほうに県庁への広域応援協定の話がございまして、これも今回、石川県庁様が1.5次避難所をスポセンにつくられましたので、そちらに対して大分県さんとか九州の県などが御参加されたことが非常に助かった部分かと思います。

1ポツのところでございますが、被災市町に対しては総務省さんの応急対策職員派遣制度がある一方で、被災都道府県に関する部分は、総務省ではなくて知事会さんのブロック協定のほうで調整してもらうという趣旨と想像いたしました。

確認としては、地域ごとのブロック協定が基本でございますけれども、必要に応じてブロック間、中部で収まらなかつたら九州から呼ぶということを含めてと理解していますが、それで認識は合っているでしょうかというのが2点目の確認です。趣旨としては、応急対策職員派遣制度がどうしても近いほうから応援に入っていくので、三重県とか静岡県は今回軒並み奥能登に入ってしまったので、その後に県庁に入るとすると、全部が全部ブロック内でやろうとするとブロック内が大変になってしまふので、ブロック協定という趣旨が全国知事会によるブロック間協定も入れたものかということの確認が2番目の点でございました。

3番目、これで一旦やめようと思いますけれども、65ページで通信のことがございました。報告書の構成としては、通信が何か所かに分かれておりました。大事なことなので繰り返し出るのは大事だと思うのですけれども、53ページのインフラの観点でのところ、それからここの装備品という観点のところ、最後、141ページのほうで今回の特徴ということで、再三通信が出てるかと思いますので、繰り返しであれば明瞭に繰り返しでしょうし、特に今回であれば最後だとか、メリハリをつけるとより読みやすくなるかと思いました。

具体的にここに挙げられている公共安全モバイルシステム、PS-LTEは今、ライフラインの途絶のところに入っているのですけれども、御案内のとおり基本的にはauさんとドコモさんのものを使っているにすぎないので、ある意味、あちらが切れるとPS-LTEも閉じてしましますので、ここがよろしいのか、一方で輻輳には強うございますので、今回みたいな半島での途絶にはなかなか不利ですけれども、首都直下型地震とか汎用的な輻輳には強い

システムですので、むしろ前半のインフラ一般論のほうに持っていったほうが適切かということと、3か所あるので、それぞれどこに書いたらいいかはある程度御整理いただけすると、よりはつきりいいかなと思ったところでございます。

一回、3つでございました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

3つ御指摘いただいているうちの2つのことについて、事務局からお答えいただければと思います。

○森久保参事官 御指摘ありがとうございます。

63ページ目のブロック間のところにつきまして、制度の詳細を今、把握し切れていないものですから、確認した上で、修正の必要があればまた御相談させていただければと思います。

3つ目の通信、確かに今回いろいろな課題がありまして、いろいろな場面で出てきているのですけれども、どこにどう書くかということについては改めてもう一回そういう目線で確認するとともに、あとは再掲ということもありかなと思っていますので、それらも含めてもう一度確認はしたいと思います。ありがとうございます。

○福和主査 できるだけ再掲しているところは再掲と注を書いておいていただければ、重複していてもいいかなという気はしています。

○宇田川委員 全く同感です。再掲で十分だと思います。

○福和主査 どうもありがとうございます。

宇田川委員に時間を稼いでいただけたおかげでお二人手が挙がっております。順に行きたいと思います。浦野委員、お願ひします。

○浦野委員 お疲れさまです。

こちらのコメントを丁寧に反映していただいた内容で、ありがとうございました。

その中でちょっと気になったことをいくつかと思うのですけれども、まず1つ、災害関連死のところなのですが、直接死のところで。

○福和主査 浦野さん、ページを言っていただけますか。

○浦野委員 2の2-(1)の人的被害のところです。最初のところだと思います。死者の数とか人的被害の数が出ているページです。

○福和主査 4ページですね。

○浦野委員 ありがとうございます。

直接死の人数と災害関連死の人数が相当数出ていると思うのですけれども、各市町別の関連死の数が掲載されていないのは理由があつてのことなのかということと、直接死に関しては死因が具体的に書いてあるのですけれども、災害関連死はそれがないように思うのですが、それでも理由があるのか。もし可能であれば、傾向としてどういうものが原因であったのかということの割合が見えたほうが、災害関連死の課題が捉えやすいのではないかなと思ったので、それが一つです。

もう一つ、2-(2)の建物被害のところ。

○福和主査 4ページの下ですね。

○浦野委員 建物の被害の数字が全壊と半壊と一部損壊で書かれているのですけれども、現場サイドで言うと、準半壊の人が半壊と比べると使える支援制度がすごく少なかったというところで、準半壊の人たちの困り事というか苦悩みみたいなものが非常に大きかったような気がするのです。なので、もう少しそれぞれの割合がどの程度だったのかというのが可能であれば、準半壊、中規模半壊、大規模半壊の数字も入れていただいたほうが、家屋被害のバリエーションで見ることがしやすくなるので、その後の解説の部分にも関わってくるかなと。特に被害判定のところでの配慮みたいなところでも関わってくるかなと思うので、できれば入れていただいたほうがいいかなと思いました。

あと74~75ページの寝具、段ボールベッドとか簡易ベッドのところなのですけれども、こちらのコメントも反映していただいたところがあるのですが、段ボールベッドがすごく強調されていると思うのです。強調していただくのはとても重要なので、このまま掲載していただければと思うのですけれども、それと同じぐらいの割合で、布団、枕、リネンの質の向上のところに入ってくると思うので、段ボールベッドとかパーティションをこれだけ手厚く書くのであれば、できればもう少し今の部分を強調して書いていただくと、印象に残るかなと思いました。段ボールベッドとかパーティション、そこまで至っていない自治体さんもあるのかもしれませんけれども、そのもう一步先に行けていないというのがここ最近の被災地で強く思うところなので、ここはあえてもう少し強めに書いていただけるといいなと思いました。

最後、福祉避難所に関わるところです。何ページでしたか。内容というよりは、実際に福祉避難所として開設した施設数が各市町でどれだけあったのかというところを書いていただけたといいかなと思いました。数としては非常に少なかったので、2次避難所、1.5次避難所が設けられて、そこである程度カバーされたというところになっていくと思うのですけれども、数的なことをよく関係者から聞かれるので、もし入れられるのであつたらお願ひしたいと思います。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まずは人的被害の取扱いですが、直接死は奥能登の珠洲市と輪島市に集中していますが、災害関連死は比較的その周辺地域に分散しているので、そのことが分かるような表現にするのと、災害関連死の原因、死因みたいなものがまとまっていれば、掲載したほうがいいと思うのです。まだあまりまとまっていないですね。

○森久保参事官 現在進行形になっているので、ある段階での数字は出すことはできると思いますが、最終的ではないということには留意が必要かと思います。

○福和主査 今、内閣府のホームページに逐次出ているような最新の一覧表を掲載するような形で、建物被害と人的被害の区分けが分かるようにしておくというのが一番簡単そう

ですね。表を掲載するぐらい。

○森久保参事官 どこかの時点でそういう整理は可能かと思います。

○福和主査 それであれば報告書を公表する時点の最新版も入れやすくなるので、そういうふうにしましょうか。

浦野委員、災害関連死と建物被害の取扱いについては今みたいな形でいいですか。

○浦野委員 分かりました。

○福和主査 一覧表を掲載していただくようにすると。

○浦野委員 原因の傾向というのはなかなか難しいですか。まだしっかり数として出ていないと。

○高橋政策統括官 現時点のもののはありますので、整理して載せる方向で検討させていただきます。

○浦野委員 お願いいたします。

○福和主査 それから、布団とかリネンの話は、さっき御説明いただいたように追記はいただいたのですけれども、もう少し書きなさいということですから、ちょっと工夫をしてみていただくということでいいですか。

それから、福祉避難所の開設状況というのは確かにあまり見えてきていないので、ちょっと調べていただいて、追記いただくことにするでいいでしょうか。

浦野委員、そういう対応でいいでしょうか。

○浦野委員 お願いします。

○福和主査 ありがとうございます。

それでは、阪本委員、お願いします。

○阪本委員 ありがとうございます。阪本です。

膨大な作業、本当に御苦労さまでした。

細かい点は別途またお伝えしたいと思うのですが、大きな点で4点ほどコメントがあります。

まず1点目ですが、報告書の26~28ページにかけてが、おそらく今回のワーキンググループが導き出した今後の方向性として大変重要なところだと思うので、ここをもう少し目立つようにするといいのではないかと思いました。ですので、ここを前面に持っていくなり、ほかの章とことのつながりが見えるような工夫は御検討くださいというのが1点目です。

2点目は、この中に○4つの大きな柱を出していただいている。2つ目の柱が高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備という内容で、場所の支援から人の支援への方向転換を全面的に書いていただいているのはとてもありがとうございます。

この項目の中に、できれば被災者に寄り添った支援の仕組みというのも加えていただきたいと思います。今回、災害ケースマネジメントの導入について本文中にも書いていただいているし、個別避難計画と災害ケースマネジメントとの連結性みたいなものもあると

思うので、ぜひこれらの点を加えてください。

それから、3つ目の○に民間企業との連携を出していただいているが、内容を見ますとNPOや災害中間支援組織との連携もここに入っています。ですので、NPOや災害中間支援組織という言葉もこのタイトルに加えていただくとよいように思います。

そして、この前の26ページに出していただいている国民の防災意識の醸成、各種計画の実効性の向上やマニュアル整備、防災DXの活用というのは、大事だと書いていただいているのですが、これがどう本文につながっているのかが少し見えづらいような気がしますので、本文中に関連のところを特出ししていただくなり、先ほど福和主査におっしゃっていただいたまとめのところを、これに沿う形でまとめていただくみたいなところでもよいのではないかと思います。

最後に全体を通して思ったのが、前段で課題として挙げていただいているところと、後半の対策のところが一致していないところがありました。例えば私のほうから、96ページに掲載していただいた外国人の対応の問題や性的マイノリティーの問題を前回お伝えして、それは課題のところに記載していただいているのですが、それを踏まえた対策のところにあまり書き込めていない状況があります。時間も限られていたと思うので難しかったのかなとは思いますが、ぜひ課題に対して対策も対になるように書き込みをこれから増やしていただければと思います。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まずは4-(4)をどういうふうに表に見えやすくするか、ここは工夫をしていただきたいと思いますけれども、報告書はこういう形ですが、きっと概要版を作るので、要約版のときに明確にそういうものが見えてくるようにするというのも一つの案かなとは思います。これよりも概要版のほうを皆さん見るので、そこで大事なことを抽出するということも含めて考えていくことでいいですか。

それから、被災者に寄り添った支援というのは最も重要なことなので、そういうキーワードをうまく取り入れていただくというのはお願いしたいと思います。

おっしゃるとおり、民間企業だけではなくて、NPOとか災害中間支援組織の話が入っているので、タイトルも上手に工夫をするということは、これもお願いできればと思います。

それから、最後の話が一番上手に書かないといけないところで、課題と具体的な対策と、それを一体誰が主体になってこれから取り組んでいくかというようなところ、そこができるだけ1対1対応になるように、明示できるように、これから努力かなと思います。

まだ報告書がやっとできたところなので、今のような視点で足りないところは探していくということになるかと思います。阪本委員のほうで気づかれたところがあれば、どしどしメールをしていただきたいのです。言いにくいのですけれども、事務局のほうはここまで作るのでへとへとになっていて、今のような視点で目がすごく行き届いているわけではない部分も多少あるので、これはみんなの連帯作業としての報告書ですから、ぜひ皆さん

も読んでいただきいて、適宜指摘いただければと思います。ただし、次回までの時間があまりないので、できる限り今週中ぐらいに気がついた点を送っていただけると、事務局側としては、それを踏まえて本文を直していくると思いますので、ぜひ御協力ください。

阪本委員、こちらからのお願いもしてしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

○阪本委員 気づいた点を送りますので、よろしくお願ひします。

○福和主査 それでは、引き続いて石川県さん、お願ひします。

○飯田危機管理監 ありがとうございます。

石川県のほうも10月末から検証作業を始めておりまして、今日御出席の先生方にも、何名かの方に御協力いただいております。ありがとうございます。

私のほうからは何点かあるのですが、まず先ほど出ていました災害関連死のことで1つお願いといいますか意見なですけれども、確かに今回のワーキンググループの報告書には、災害関連死については、何か所か触れたところはあるのですが、実は大事かなと思っておりますのは、今回の能登半島地震の災害関連死、まだ認定作業真っただ中というところなのですけれども、その災害関連死の分析とそれを踏まえた対策が非常に大事なのかなと思います。

この検討ワーキンググループ、国の報告のこの部分では、今現在の災害関連死の分析から対策までというのはなかなか難しいかと思います。まだ災害関連死の認定も途上であります。ですから、もう少し後になるかと思いますが、県レベルでこういう検証、災害関連死の分析なんかを進めていっても、今後はおそらく国のほうでその検証、分析をした結果を横展開していく、対策を横展開していくことが大事になってくると思いますので、ぜひ国レベルで、今回の災害関連死の分析、それからそれを踏まえた対策、そういったことをやっていただけないかなということでございます。

今、我々が災害関連死の認定作業をしていますと、発災から半年以上たちますが、実は発災後3か月、4か月たってからお亡くなりになるというのが災害関連死で認定をされております。どういったケースかといいますと、地震でがっとダメージを受けて、御高齢の方が長時間の2次避難、その後も複数にわたって転院なり福祉施設の移転といったことをされているうちにさらに体力が落ちてということが印象としては目立っているかと思っています。ですから、そういうときに2次避難の対策といったことが非常に大事になってくるのかなと。これを今しっかりとやらないと、今後こういった災害が起きたときに、また同じことが全国で繰り返されるということになると思います。ですから、その点を、この報告書云々ということではないかもしれません、先ほど災害関連死という中で出ましたので、そういうことはぜひ国におかれでは検討をお願いしたい。

それともう一点ですが、備蓄について書かれているところがあります。例えば今、102ページあたりに市町村、都道府県の備蓄の確保ということが書かれております。ただ、国による備蓄が単独の項目では書かれていないように思います。国において備蓄するというところが、例えば102ページの26行目ですとか、私が持っている資料とページがずれているか

もしれませんが、国が大規模な分散備蓄をするとか、プッシュ型の支援で調達する品目のバリエーションの充実とか、国においても段ボールベッド、パーティションを一定量備蓄とか、トイレカーとかそういうものについても仕組みを整えて、各自治体の購入を支援するけれども、国のはうでも官民連携でそういう体制を整えていくとか、そういうことがちょっと分かれて見えるものですから、市町村、都道府県の備蓄の確保と、その次ぐらいに国の備蓄の確保なり体制の整備、そういうところは一つはっきりと項目を出されるといいのかなと思います。

先だって、地方創生交付金でトイレカー等を自治体が購入するときに支援をするということが出ました。これはこれで非常にありがたいのですが、小さい市町が例えば数台トイレカーを持ったところで、これだけの大規模災害においてはいかんともし難いということが今回の震災ではっきりしています。全国から、今回トイレカーが集まつきました。といつても二十数台でしたけれども。それから、もう一つは、仮設トイレを数百台規模で経産省を中心にプッシュ型でお願いしました。こういった大規模災害においては、やはり国が前面に出て、例えばブロックを分散して備蓄するとか、民間と連携してレンタルの仮設トイレを大量に集める仕組みをつくっておくとか、トイレカー等を平時において登録する仕組みをつくるということがありますけれども、そのへんの国の対応を少しまとめて書いていただいたほうが、はっきりと分かるのではないかと思っております。

あと、全体的にはありますが、市町村がやるのか、都道府県がやるのか、国がやるのか、主語が不明確なところがあるのかなと。特に記述のないものについては国がやると考えるということでおければそれで結構なのですが、主語が果たしてどうなのかなというところがあります。例えば98ページに2次避難所運営マニュアルを整備するとありますが、国のはうで作成されると読んでよろしいのかどうか。何も記載がありませんので、国のはうで今後そういうことをされると私は理解しておりますが、それから、113ページで資機材の登録制度をやっていくということがあるのですが、これは当然国のはうでされると読んでよろしいのかどうか。

以上3点、申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まず1点目は災害関連死の問題ですが、これについてはおっしゃるとおりで、非常に重要な課題です。ただ、今回の報告書の範囲でどこまで書けるかは別として、大きな今後の課題として、災害関連死の分析、それを抑止するというようなことについては、記述は必要であると思います。

先ほど阪本委員や浦野委員からのコメントもありましたので、本文に書けるところは工夫をし、今回の報告書の締切りまでに無理な部分については、明確に今後の課題として残すということで、事務局的にはいいでしょうか。

○森久保参事官 主査の今の御提案のとおり対応させていただきたいと思います。

補足といいますか付け加えるところがあるとすると、今時点では27ページ目で災害関連

死ということで一つまとめをつけていて、不十分なところは追加していくということで、今時点で考えられる取組については、ここで取りまとめたということにしております。

その上で、今、石川県においていろいろ認定の作業を行う中で、新たな知見、気づきみたいなものが得られた場合には、ぜひそれの対応策について御提案をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○福和主査 ありがとうございます。ぜひ石川県さんと国とで、内閣府と連携しながらここは記述を深めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

備蓄のことにつきましては、国としての態度をどう表明するかですが、どうしましょう。

○森久保参事官 国としてやるべきこと、備蓄もそうですし、あとは支援制度、それから登録制度などについてもまとめて記載をしているところではございますけれども、大規模災害ということになればなるほど、まずは市町村の備蓄が有用であり、それを支援するような形で都道府県があつて、そして国があるということの重要性も鑑みながら、備蓄の問題につきましては、連携を図りながら一緒に取組を進めていけたらと思っております。

○福和主査 分かりました。国としての記述が不足ぎみではないかという御指摘なので、適宜。どこかに入っていたような気がするのですけれども、頭のほうに入っている。ここは今、都道府県や市町村のやるべきことが書いてある場所ですものね。

○飯田危機管理監 市町村、都道府県の備蓄の確保というのは単独で102ページにあります。この次に国の備蓄の確保なりそういった体制の整備というのを一つ再掲になってもいいですから明確にされたほうがよろしいかなという意見でございます。

それと災害関連死についても、原因分析は今、事細かにこの報告書に盛り込むのは難しいとは思いますが、災害関連死の分析については、国においてもしっかりとやっていくというような記載がされると非常にありがたいと思っております。

○福和主査 それは今後の課題的なところに記載したほうがいいとは思っていますので、今日、「おわりに」がないので、そういうところに記載かなと思っています。

○森久保参事官 国による備蓄なのですけれども、104ページ目に「プッシュ型支援の更なる充実と円滑な調達」というくくりがありまして、国による備蓄は、最終的にはプッシュ型という形で送られていくということから、ここにおいては支援ということとセットでとりまとめているということになっております。

○福和主査 支援物資というのは、要は備蓄品も含んでいるということで、比較的近いところには書かれているので、よろしいですか。104ページです。

もう一つ、トイレカーなんかの登録制度というのはとても大事だと思うのですけれども、登録した後のコーディネーションがすごく難しくて、運用のところを上手にやる人をつくらないと、物がたくさんあっても動かないのです。今回トイレトレーラーで一番苦労したのは、持っていた後どういうふうにそれを運用するかというようなところだったと思いますから、登録及び運用とか書いておいたほうが実効性があるかもしれないなと思います。

もう一つおっしゃった主語がないものは基本的に国が対応することと考えていいのです

かというコメントはいかがでしょう。

○森久保参事官 確認いたします。

○福和主査 主語がないところについては確認をしながら、国がやるべきことと、そうではないところがあれば、それは類別して書いていただくということにしたいと思います。

石川県さんの御指摘に関しては、今のような対応でよろしいでしょうか。

○飯田危機管理監 はい。また後ほど紙でも出させていただきます。ありがとうございます。

○福和主査 ぜひたくさんコメントいただければと思います。

それでは、そのほか御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

宇田川委員がさっき途中だったかもしれないのですが、追加であれば。

○宇田川委員 ありがとうございます。

今、福和主査が御指摘であったキッチンカーなどの部分につきまして、4点ほど。

1つ、今の部分が、前からいくと69ページ、避難所のところに関連して下のポツのところですが、自治体においては、行政間の相互支援協定により、避難所運営等を委託するところとして、委託がよい場合もあるとは理解するのですが、今回の能登半島の各市町村さんでまさにこの点、応援団体さんが入ってきたときに、丸ごと避難所運営を応援の自治体がやるのか、一部は被災自治体にも参加してほしいとかいろいろな議論があって、ある場合は丸ごと応援団体が上がった場合もあります。その場合は当然、被災自治体の負担が下がる。一方で、責任というか、例えばよくあったのが、夜中に監視に出る場合の責任とかで、被災自治体側の人にやってほしいというのがあって、そこはいろいろなパターンがあつたりました。なので、この部分について、例えば状況に応じてとか、委託することもとか、こっちだけに倒すのがいいかどうかがやや気になったので、そこは状況に応じてとかがあつたらいかがかというのが1点でございます。

2点目がその下のところでございまして、避難所の支援を行うNPOへ救助法を適用して業務委託云々という部分がございました。避難所丸ごとなのか、それともさっき出ていたような避難所に関するキッチンカーの運用であるとか、こうした関連する部分についてNPOさんとかと連携するという部分があちこちに出ていて、例えば80ページには食事という観点で民間との連携とかキッチンカーの話、135ページには民間との連携があつたりします。こうした部分で、先ほど福和主査がおっしゃったとおりで、ハードとしては広域行政で用意するにしても、135ページにあるとおり、運用は平時より自治体側で応援協定を結び、その方が実際に災害時活動をしましょうというときには、無償でとなると当然NPOさん側も限界がございますので、そこは救助法である程度民間の方が負担なく多くのことができるようというような形の流れかなと想像したので、その認識で合っているかどうかというものが、先ほどの主査の御認識を踏まえての確認、質問でございました。

あと3点、手短に。今の物資関係のところは、物資オペレーションが110ページにございまして、文言で21行目あたりに「オペレーション契約」とございますが、上のほうの文脈

を見ると、拠点のオペレーション等を委託するということの趣旨かなと理解します。つまり、輸送だけではなくて、拠点の運営支援とかのオペレーションを含めた契約をするという趣旨かなと思います。

それは全く同感で、そういう趣旨のことも申し上げた記憶がありまして、かつ、さらに言うならば、拠点の運営も大事なのですが、例えば被災者からのニーズの取得のところまで宅配企業さん、コールセンターを使ってやるであるとか、どういうふうに車両を回すかの配送計画をつくるとか、拠点だけに絞らずに、救援物資業務全体を業務委託、それこそ救助法でやるという事例も過去ございましたので、オペレーションという部分を拠点オペレーションに限らずに、自治体が行う物流業務全般について民間の協力を求めるというふうに、もう少し広げてもいいかなと思ったところが2点目でございます。

3点目としましては、最後のほうで分野横断的な部分がございます。129、130ページなどであったと思いまして、こちらが多様な主体の連携の部分でございました。これは前回も話題になったかと思いますが、もう少し幅広に内閣府さんの検討であれば書いていただいてもいいかなという議論があったかと思いまして、例えば130ページの冒頭のところは、寝泊まりする場所を各分野でばらばらではなくて、インフラ事業者とかボランティアとかみんなで使えるところを確保するという趣旨だと思うのですけれども、例えば応援自治体であるとか、国の人々のリエゾンとか、応援職員の生活環境という意味では、もう少し幅広に書いてもいいのではないかというような趣旨がありました。逆に何か意図があってインフラとボランティアに絞っているのであればいいのですけれども、そでなければもう少し分野全体的にやられてもいいのではないかと思ったのが1点。

次の【復旧の円滑化】のところは、前回も加藤委員から議論があったかと思うのですけれども、今は進入路の確保にかなり焦点を当てた記載になっているような気もするのですが、孤立集落が多かったというのが今回の災害特徴の中で、もちろん進入路も大事なのですけれども、そもそもどの孤立集落から優先して直していくのか。そのときには道路と電気と通信がばらばらの方針だと意味がないので、被災市町なり被災県と連携して、どの集落から電気も道路もガスも優先でするのだみたいことをちゃんと県庁なり自治体の災対本部レベルで、複数のライフライン企業さんが横断的に共同の方針をつくるといったことまで言及があると、非常に分野横断的な話になるかなと思ったところです。

最後、阪本委員もおっしゃっていたように、冒頭の26、27、28ページあたりが概要になっているかと思いました。4点挙げておられまして、1点目が今回の特徴として半島の特性に応じてなかなか進入が困難であった等々が課題となっていて、その中で新たにすべき取組として孤立のほうの話もあるのですが、最後の2点が受援計画の策定などの話になりますし、ここは半島の地理的特性というよりも、被災市町がやや小規模、あるいは全国的に昨今の状況として自治体職員が減っている状況がある中での災害という特徴だったので、やはり受援計画が大事であるといった流れのほうにもう少し広げていただきますといいかなど。御検討いただければと。ここがやや地理的な感じでのほうに特化しているので、被

災自治体の体力がなかなか厳しい中で、応援が要るのだということがこの1ポツでしょうし、その意味で、3番目の民間との連携が大事だということも、そういう流れであれば、行政だけ、被災自治体だけが大変なので、民間も要るという流れで、もう少し視野が広くなるかなと思ったのが最後でございます。

以上です。

○福和主査　たくさん御意見をいただきましたので、それぞれ事務局のほうで対応できるものは取り込んでいくということでおろしいですね。文章表現の部分が比較的大きかったと思いますから、うまく表現を工夫していくということになるかと思います。

事務局から何かありますか。よろしいですか。

○森久保参事官　はい。

○福和主査　あとお二人、手が挙がっておりますので、加藤委員、お願いします。

○加藤委員　加藤です。

先ほど阪本委員が言われたとおり、4-(4)が極めて重要だと思います。ここできちんと重要な項目をメリハリをつけて出していくことがとても大切なと思っております。

そのためには、いろいろな問題が網羅されているのですけれども、根幹的な問題は何なのかということと、従来の対策のトレンドとは異なるやり方が今後必要だというものに絞り込んで4-(4)に掲載することが大事かなと思いました。そういう観点からチェックしていただいて、4-(4)を取りまとめていただくといいかなと思いました。僕も考えたいと思います。

2点目が、まだ議論が足りなくて、今後の方向性を決めかねるものも中に入っているのではないかなど。それを決め打ち的に書いてしまうと、ちょっと早まっている感じもするなというのも散見されるなと思いました。例えば2次避難、PDFでいうと101ページ、ページ数でいうと98ページ頭のところで、2次避難は、個々人の自由度が高く、避難生活として望ましい対応である、積極的に進めることが望ましいというようなことが書かれているわけですけれども、2次避難したい人はどうぞしてくださいというのが2次避難なのかどうかというのは、ちゃんと議論しないといけないような気がするのです。

これを大都市での災害なんかに適用してしまうと大混乱を生じさせるような気もするので、今後、議論を詰めて、何が望ましいかをちゃんと決めていかなければいけないものについては、決め打ちせずに最低限両論併記をしておくことが大事かなと思いました。

最後、3点目は記述が弱いなと思うところなのですけれども、これは僕の専門領域ではないのですが、直後、医療のリソース不足だと、搬送手段だと、ふだんであつたら助かる人も助かっていないというような状況も散見されたような気がするので、その部分がちょっと弱いなというのと、介護を含めた福祉サービスの機能の維持という部分も、DMAT含めてあるリソースで今回何とか乗り切ったという感じはしなくもないのですけれども、もっといいやり方があるような気がするので、今回何とか乗り切ったというものの延長ではない、本来あるべき姿を探求していくような書きぶりにしていただくといいかなと思

いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

まずは4-(4)の部分をどううまく引き出してくるかとか、特段、今回特徴的で大事なことをどうクローズアップするかというところは結構大事なので、「おわりに」がないからそれが見えていないような気が少しして、「おわりに」をきちんと書きましょうというようなことを申し上げたのですが、そうすると「おわりに」がどんどん重くなるから事務局が大変かもしれません、今後の課題的なもの、ここで決め切っていないことは今後議論をすべきこととしてちゃんと書いておかないといけなくて、それが今、加藤委員がおっしゃったように明快に書けていないのです。それは最後のところにまとめておいたほうが分かりやすいので、4-(4)のところで書かれたことを中心にしつつ、まだ議論が十分にできていないことを課題的に書いて、次につなげていくというようなやり方かなと思うのですが、事務局的にはいかがでしょうか。

○森久保参事官 検討いたします。

○福和主査 もう一つおっしゃった保健とか医療とか福祉とかそのあたりのところのリソースがどのぐらいまでであったら今のやり方で対応できるのかというようなところは、より大規模な災害については、そういったことも含めて検討が必要であるとかというような形で、南海トラフ地震のワーキンググループのほうに寄せていくようなことをするのかなと思うのですが、加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 そうだと思います。僕も現場をちゃんと分からずに小耳に挟んだことで今しゃべっているのですけれども、例えばDMATが介護的な仕事もして今回何とか乗り切っているのだけれども、おそらくこれがいいわけではないわけです。

○福和主査 そこはコーディネーションする人がいなかつたので、DMATがコーディネーションをして、今回何とか乗り切ったという形です。

○加藤委員 だと思います。なので、その問題をきちんと見つめた上で、本来あるべき姿を探求していくというベクトルをちゃんと出すべきところは出しておいたほうがいいかなと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

いろいろな事柄ができるだけ最後のところにまとめて書いて、頭の出だしと最後のところをよく読めば、大体今回の課題感が分かるようにするということでいかがでしょうか。中を直し始めると作業がハードになり過ぎるのです。

○加藤委員 それで結構かと思います。

○福和主査 そういう形にさせていただきます。ありがとうございます。

浦野委員、よろしくお願いします。

○浦野委員 災害関連死のところなのですけれども、先ほどもう少し細かく記載できたらという話はあったのですが、年齢のところに関しては直接死の分布があったと思うのです

けれども、災害関連死のほうもその分布の状況があるといいなというのと、あと障害を持っている方々の割合がどれぐらいだったのかがもし出るのであれば、それもある程度記載していただけたといいのかなと思います。

結局、高齢過疎地域というところが今回大きな特徴ではあると思うのですけれども、その中でも障害のある人たちの状況がとても見えにくいというのが現状としてあって、支援団体さんがそれぞれ個別に対応しているので、逃げるというところでの障害者の困り事だけではなくて、その後の避難生活とか、仮設住宅に移行した後の状況みたいなものも続いているのですが、そのあたりが表記として薄いかなと思いました。

あと課題からの対応策というところでは、いい事例が今回とてもたくさんあるのではないかなと思っていて、例えば宅内配管とか浄化槽が壊れたというところで、掛かり増し費用がかさんでというところを課題として挙げていただいていると思うのですけれども、それに対しては、石川県さんのほうで宅内配管と掛け増し経費に対する補助制度をつくって、個別に個人の負担が軽くなるような対策も講じられているので、課題に対してこんな対応策をしたというのが具体的に見えているものに関しては、もう少し手厚く紹介していただけるといいのかなと思いました。

例えばNPOに入浴支援とか避難所運営とか食事対応とかを委託するというところも考え方としてあるよというのを書いていただけたのはとてもありがたくて、それはそのまま掲載でお願いしたいのですが、具体的にそれをどうやって頼んでいったのかというところの経緯が分からないと、福和主査が先ほどおっしゃったような運用力というところにどうしてもつながっていないので、事例があるものはもうちょっと具体的に紹介できるといいのかなと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

できる限り今の浦野委員の御指摘を踏まえて記述していただきたいと思う一方で、本文に書くと細か過ぎるようなこともあるかもしれないから、それは添付資料みたいな形、別添のところに事例みたいなものを入れたほうがいいですか。本文に入れたほうがいいのか。個別具体的なものがあまり中に入ってくると、報告書としてはちょっと。

○浦野委員 別添でもいいと思います。

○森久保参事官 あとは被害報は別途まとめていて、先ほどの災害関連死も含めてアップデートしていくものでありますので、そういうもののURLを御紹介するとか、そういうことはあり得るかと思います。

○福和主査 今回まだ入っていないのですけれども、個別具体的なことを参照できるようなURLリストみたいなものはつけていただこうと思っているのです。本文に入れたほうがいいものと、それぞれの省庁でまとめているものを参照したほうがいいものとがある気がしていて、今の浦野委員の御意見をできるだけ踏まえつつ、そういうものが参照できるような仕組みを考えていくということで、浦野委員、いかがですか。

○浦野委員 それで結構です。ありがとうございます。

○福和主査 できる限りその努力はしたいと思います。具体的な事例については、そういうところを通して見ていくような仕組みをつくる。浦野委員、次回ぐらいまでに何とかしたいと事務局は思っている節が大きいので、この報告書の中に取り込めることと、それから取り込めないけれどもちゃんと参照できるようにするということというぐらいで対応することでいかがでしょうか。

○浦野委員 分かりました。

○福和主査 そのほかいかがでしょうか。

どういう形で今後のスケジュールを考えているかということを事務局でお伝えしないと、いつまでにどういう意見を出していくかというのが、皆さんお困りになるような気がします。

○森久保参事官 次回は、もう既に御予定の確保をお願いしておりますけれども、来週11月21日を予定しております。能登半島地震の災害から11か月たっているということもありますので、できましたら今月内には取りまとめたいなと思っているということでござりますので、次回、21日も有効活用するというのはあるのですけれども、できましたらその前の時点で御意見は一通りいただきて、最終確認みたいな形になればスムーズかなと思っております。

そういうことから踏まえますと、来週木曜日でございますので、今週中にはいただけると事務的な作業はできるかなというのがお願いではございます。

○福和主査 何となく分かりますか。お尻が結構厳しくなりつつあるようで、この報告書の中に盛り込めるものは、もう目いっぱい今週中にいただきて、来週21日までにそれを反映するということでいきたいと思っていまして、これから調査をしないと中に入りにくいものについては、少し課題として残していく形になりそうな様子なのです。スケジュール感が今のような形になりそうだということを踏まえて、追記すべきことを明快に言っていただき、残ったものは課題にするという形です。

ただ、もうあと1週間しかなくて、最終版をつくるということを予定されているようですが、次回まだ多少積み残しがあるかもしれないのですけれども、それは確実に事務局のほうで対応していくということを前提に、次回、とりまとめに向けた議論をしていきたいという意向のようです。ですから、委員の方々には誠に申し訳ないのですけれども、残り時間はほとんど数日しかなくて、その数日の間にできればこの百五十数ページを読破していただいて、おそらく事務局的には土日にものすごく作業をされることとなると思われますので、ぜひ御協力お願いしたいと思います。

浦野委員、忙しいと思いますけれどもいっぱいメールしておいてください。メールしていただければ、それは何らか反映するように努力できると思います。できるだけ具体的に指示をいただけると、事務局的にはありがたいと思います。よろしいでしょうか。

○浦野委員 はい。よろしくお願ひします。

○福和主査 今日御欠席の委員がお二人いらっしゃいますから、御欠席の方々にも本日と同様に御意見がいただけるような機会をつくっていただければと思います。

それから、次回は全体の概要版みたいなものもぜひ出していただいて、概要版が一番多くの人たちの目につくので、それについて一緒に議論ができればと思います。

まさか前回から今回の間にこんなに立派な報告書になると皆さん思っていらっしゃらなかつたと思いますが、これがほぼ最終形に近い形になってきていますので、いま少し御協力いただければと思います。

今日はこれまでの議論にさせていただきたいと思いますので、事務局にお返ししたいと思います。

○藤本企画官 福和主査、また委員の皆様方、活発な御議論どうもありがとうございました。

今、主査のほうからお話がありましたとおり、次回、第10回会合の日程は、11月21日の15時～17時を予定してございまして、議論の状況次第ではありますけれども、できれば本ワーキンググループの最終のとりまとめとさせていただきたいと思っております。当然、最終回に出た意見等につきましては、主査とも相談しながら、修正等、また委員の皆様にも個別に確認していただきながらまとめていかなければと思っておりますので、ショートな対応で大変恐縮でございますけれども、お願ひできますと幸いでございます。

それでは、以上をもちまして本日のワーキンググループを終了させていただきます。

ありがとうございました。